

●香川県告示第312号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成24年6月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第5号
- 2 指 定 年 月 日 平成24年6月13日
- 3 指定道路の位置 丸亀市三条町字上村388番
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.12メートル及び5.13メートル
延長 29.24メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。